平成２２年（フ）第３００号
神奈川県足柄上郡大井町金手1068番地１グラシオッソ・アルドール201号
債務者　小野テル江
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３１５号
神奈川県秦野市三屋81番地の６
債務者　門倉　　功
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３１６号
神奈川県秦野市三屋81番地の６
債務者　門倉　美貴
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３３１号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目44番10号カドマツソウ８
債務者　池田　新市
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３３７号
神奈川県平塚市南原３丁目５番31―107号メルベーユ湘南１
債務者　高橋　俊巳
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２６２号
新潟市東区東明２丁目５番地１　マンション・アイビス712
債務者　脇川　　大
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６６号
新潟市中央区弁天橋通３丁目10番７号　ハイツワタナベ101号、前住所新潟市中央区南長潟28番８号　エステートピア長潟101号
債務者　後藤　靖子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８７２号
名古屋市緑区六田２丁目50番地　コートビレッジ緑101号
債務者　古田美津子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５８号
名古屋市瑞穂区関取町85番地　ハイツ関取Ｂ棟301号
債務者　福井　幸彦
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５９号
名古屋市瑞穂区関取町85番地　ハイツ関取Ｂ棟301号
債務者　福井ひとみ
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１３４号
名古屋市瑞穂区桃園町２番４―104号
債務者　朝原由美子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２１８号
愛知県瀬戸市窯町472番地の12
債務者　露口ひと美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３３１号
名古屋市中川区東中島町１丁目15番地
債務者　田中　洋二
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６０号
名古屋市瑞穂区惣作町１丁目44番地の11　スペーシア堀田408号
債務者　小島　弘誉
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１号
香川県さぬき市大川町富田中940番地１
債務者　三木　正好
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１３４号
香川県高松市仏生山町甲2172番地１、住民票上の住所香川県高松市香川町川東上636番地75
債務者　井上　　弘
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４７７号
仙台市青葉区台原６丁目９番25号
債務者　尾形　政男
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
仙台市泉区将監６丁目４番33―11号
債務者　鹿野　惣治
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係